

Title	松田康博君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.7 (2003. 7) ,p.135- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030728-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文の目的の達成度がより高まったのではという思いは拭えない。

(四) 結論

以上述べてきたように、本論文はいくつかの問題点や今後の課題を有してはいるものの、鶴木眞君が提出した「情報政治学」は、理論と分析、いずれの面でも学術的に優れた価値を持つものと判断できる。よって我々審査員は、鶴木眞君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することが適切であると判断する。

二〇〇二年一〇月一五日

主査	慶應義塾大学法学部教授	霜野 壽亮
副査	慶應義塾大学法学部教授	関根 政美
副査	慶應義塾大学法学部教授	大石 裕

松田康博君学位請求論文審査報告

松田康博君提出の博士学位請求論文「台湾における一党独裁体制の成立」の構成は以下の通りである。

- 序章 序論
- 第一章 中国国民党の「改造」
- 第二章 中央における党政関係
- 第三章 党による地方統制
- 第四章 党と軍
- 第五章 党と特務機構
- 第六章 土地改革政策の政策決定過程
- 終章 結論

(一)

周知のように、中国大陸における中国共産党との内戦に敗れた中国国民党は、一九四九年一二月台湾に撤退し、そこで一党独裁体制を確立した。本論文の主要な分析対象は、一九五〇年代台湾における国民党独裁体制の成立過程であ

る。しかし後述するように、松田康博君は分析対象を一九五〇年代に絞りつつも、大陸時期と今日の民主化時期と対比することによって、前後の時代との連続性と断絶性を解明しようとしている。

この問題に関する研究が必ずしも充分なされていない現状にあって、序論のなかで松田君はアメリカ、日本、中国そして台湾における先行研究の問題点を検討し、問題発見に努めている。本論文の核心は、国民党支配の台湾の政治社会に対する浸透の問題である。目次の構成は、問題の所在を体系的に示している。

(一)

それでは、国民党の一角独裁体制とは何か。これが、第一章の問題である。

国民党の理論によると、革命は軍政、訓政、憲政の三段階を経て発展する。軍政は革命勃発直後の軍事独裁の時期であり、訓政は国民党の独裁による民主主義的訓練と地方自治の時期である。憲政は、訓政時期の指導された民主主義から多党制を許容した議会制民主主義への移行を内包していた。この過程を通して党の独裁的支配(党治)が決定的に重要であった。

台湾に撤退した国民党は、再起を期して一九五〇年八月―一九五二年一〇月に大規模な党の「改造」を試みた。これを通して台湾における国民党の一角独裁体制の基礎が形成される。松田君は、「改造」の意味を顕すために大陸時代の国民党の支配との関連を追求する。

それでは、大陸時代の国民党の党治をどのように捉えるべきか。松田君は、「派閥型党治」と「独裁型党治」の二つの範疇を設定する。「派閥型党治」は、さらに地方に割拠する国民党派閥による「地方派閥型党治」と中央の「領袖」⇨蒋介石の下で各派閥が争う「中央派閥型党治」に区分される。「独裁型党治」もまた、党組織が社会の隅々まで浸透し、排他的支配を行う「組織独裁型党治」と、「至高の領袖」の独裁的指導による「領袖独裁型党治」に二分される。著者は、このような観点から大陸時代の国民党の統治全般、特に党再生の試みとしての三民主義青年団の成立(一九三八年)、「革新運動」と国民党六全大会(一九四五年)、中央非常委員会と總裁辦公室の設立(一九四九年)を分析している。松田君の分析は、大陸時代の国民党の統治が以上の党治に関する四つの範疇を内包しつつも、どれ一つとして貫徹されなかったことを示している。そのことが、少なくとも国民党にとって大陸における敗北の一つの

重要な原因であると考えられたのである。

そうであるとするれば、台湾に撤退した後の国民党の「改造」は党治のこの弱点を克服するものでなくてはならなかった。一九五〇年七月国民党中央委員会常務委員会臨時會議で蒋介石總裁提案の「本党改造案」が可決され、八月には改造を実施する中枢機関たる中央改造委員会が組織された。それは、党「改造」の出発点であった。松田君は、これらの決定を党人事と改革の本身を事実上蒋介石に全権委任し、彼への絶対服従を定めたものであると評価している。著者は、党中央の組織と人事の系統に対する詳細な分析を通して「改造」における権力の所在を解明している。そこでは、大陸時代にあつた地方派閥が完全に一掃され、またC・C派も党中央から排除された。それに代つて、蒋介石直系の陳誠系と蔣経国系の勢力が台頭した。それは、「領袖独裁型党治」であり、「中央派閥型党治」でもあつた。重要なのは、蒋介石が党「改造」の人事、幹部政策、組織化の主導権を掌握していたことであつた。これが、「改造」を通して成立した国民党の一党独裁体制であつた。

それでは、「改造」を通して党の支配はどのように貫徹されたのであろうか。これは、本論文全体にわたる問題である。本章は、党再生の起点として党支配の基層社会への

浸透の問題を取り上げている。黨員ならびに基層党組織拡大において一定の成果をおさめつつも、そこには国民党権の「外来性」という困難が常につきまといつていた。党基層組織の少数の黨員がグループで社会各層に入つていく「小組活動」、社会の利害表出を目指した「社会調査」なども行われたが、党支配の社会への浸透には限界があつたというのが著者の結論である。

(三)

松田君は、第二章以下において、前章で明らかにされた国民党の一党独裁的支配が一九五〇年代の台湾政治のなかでどのように展開されたか、その実態を分析している。

第二章は、中央の国家機関に対する党の支配である。国民党は戒嚴令の下にあるとはいへ、すでに一九四八年に訓政時期から憲政時期への移行を宣言していた。したがつて、憲政時期における党の支配は訓政時期における「以党治国」の原則と異なるものでなくてはならない。松田君の関心は、国民党の段階論を意識しつつ、台湾時期における国民党支配の実態とその限界を解明することにあつた。「改造」後の党の支配は、党が直接国家機関を統制する「以党治国」ではなく、党が国家機関で政務に従事する黨員を通

して党の政策を実現する「以党領政」の建前をとっていた。それでは、支配の実態はどうであったのか。

まず、党の支配の対象となる中央の政治機構が特定されなくてはならない。国民政府は孫文の五権分立論(立法、行政、司法、監察、考試)に基づいて組織されているので、中央の国家机关には五院がある。さらに松田君はこれらに加えて、総統府と国民大会を取り上げている。これらの機関の置かれている地位は異なり、それ故に党の支配も一律ではない。

党総裁の蒋介石が国家元首である総統を兼任することに よって、総統府は強い影響力を行使した。松田君は、その人事構成、組織の分析を通して総統府が党に蒋介石の指導下にあったことを実証している。司法院下の法官、ならびに公務員の登用などに関わる考試院下の考試委員のなかではひとまず党員が小組を組織して活動することが禁止されていた。しかし、高級官僚の任用の際、あるいは非常時を理由としてこれらの機構の運用に党が介入した実態が著者によって明らかにされている。これらの民意によって選出されない中央の国家机关のなかでもっとも重要なのは行政院であった。党の行政院に対する支配の回路は、中央改造委員会直属の政治小組と同委員会第五組であった。松田君

の分析によると、「制度と実態の両面から見て、政策面における党の行政院に対する影響力も大きく制限されていた。現実には、蒋介石の支持を得た陳誠行政院長を通して行政院に対する党の支配が及んでいたのである。

次に検討すべきは、直接・間接選挙で選出された民意代表機構に対する党の支配の問題である。正・副総統の選出、憲法改正などを行う国民大会の代表は大陸時代に選出されたため、台湾への撤退後は選挙基盤を失うことになった。

しかも、大陸反抗実現前には改選を行わないとされたので、国民大会は台湾に逃れた代表だけで構成され、「万年国会」化した。国民大会内部に非公開の形で中央直属の党団が設けられたが、党の支配をめぐって深刻な対立を引き起こすことはなかった。監察院は公務員の行動を監察する機関である。そこでは国民大会と同じく、中央直属の党団が設けられた。松田君は、監察院の『組織としての自己主張』が党の指導と衝突したいくつかの例を分析しているが、それとても党の支配を否定するものではなかった。立法院に対する党の支配がもっとも困難であった。立法院にも中央直属の立法院党部が設けられたが、院内部における派閥政治が党の統一的支配を困難にした。蒋介石の党中央を支持する陳誠行政委員長の勢力が行政院で主流派を占めていたが、

非主流派のC・C派などが政策決定過程、院内の公職選挙において抵抗した。党・立法院の対立を調整するために一九五二年一月中央委員会常務委員会の下に中央党政関係会議が設けられ、他方派閥闘争におけるC・C派の後退につれて蒋介石の党中央の支配が貫徹されるようになったのである。松田君が政策、組織、事件の分析に加えて詳細な人事の分析を通してこのような結論に達したことは高く評価されてよい。

第三章は、国民党による地方統制の問題を扱っている。台湾における「地方」の意味は複雑である。日本の植民地支配から解放された台湾が中華民国の一地方と位置づけられたものの、やがて国民党と国民党政府が撤退してきたことにより台湾が「中央化」された。この過程はまた、台湾の本省人と大陸から来た外省人との対立を内包していたのである。

一九四三年に設立された国民党台湾党部の中核は中央における派閥政治を背景にもつ本省人であった。しかしやがて国民党・国民党政府が台湾へ撤退してくる過程で、本省人が排除され外省人が主導権を掌握する。四五年に台湾省行政長官に就任した陳儀が台湾接收の過程で本省人を排斥したのはその一例である。以後、外省人による中央の派閥人

事が持ち込まれ、台湾政府は「中央化」された。

一九五〇年一〇月省党部内に台湾省改造委員会が組織され、以後C・C系が排除され、この過程で主導権を掌握したのは外省人で、蒋介石に直結した陳誠・蔣経国系の人々であった。中央における勢力関係が省政府に直接持ち込まれ、省政府は陳誠省主席と非公開の黨員政治小組の支配下に置かれた。省議会の大部分を占める国民党系議員は選挙の時に党の推薦を必要としていたので、党中央に従属せざるを得なかった。県・市級党部も中央の勢力関係を反映していたが、注目すべきはそこで外省人とともに本省人が登用されていたことであった。党の県・市改造委員会が組織され、同級の政府は国民党系の県・市長と黨員政治小組の支配下に置かれた。県・市級議会に対しては、同級の党部と省を越えた中央の支配が直接及んでいた点特徴的である。

このようにして、国民党中央の支配は地方の党・政府・議会に貫徹された。しかし、地方議会が民選によって構成される以上、非国民党系の人々及び本省人を排除することは不可能であった。「本省人政治エリートは県・市級で一定の政治空間を確保し続けたし、県・市長の経験を踏み台にして、さらに政治的経歴の向上を図ることも可能となっ

たのである」。このように本論文は国民党独裁化過程において将来の民主化・台湾化の萌芽を見出そうとしている点で高く評価される。

第四章は、軍に対する党の支配の問題を扱っている。本論文の一つの特徴であるが、各章において大陸時期と台湾時期の国民党支配の連続と断絶が分析されている。本章においても、大陸時期における国民政府の陸海軍の分裂的状況が解明され、その前提を踏まえて台湾時期における軍の統合の過程が論じられている。

国民政府軍の台湾への撤退過程で、大陸時代にあった国民政府軍内の地方的軍隊が解体され蒋介石に直結する中央軍が温存された。一九五〇年三月総統職に復帰した蒋介石は台湾に撤退した三軍の主導権を獲得し、特に中核たる陸軍の「整備」において孫立人を陸軍總司令に任命し、黄埔系軍人を登用した。彼はまた、軍の縮小と精鋭化を求めアメリカの要請を利用して自らの支配下にある軍隊の温存と他の軍隊の排除を図ったのである。台湾への撤退時に大きくなりすぎた陳誠系統の軍隊の影響力の抑制は蔣のこの動きを如実に示していた。ここに、蒋介石の軍隊が誕生したのである。

それでは、このような軍隊に対する党の支配はどのよう

なものであったのか。蒋介石は大陸における国民党の敗北の重要な原因を軍隊における政治工作（政工）の欠如¹¹ 『軍隊の非国民党化』に見出していた。一九五〇年三月蒋介石は国防部政治部を通して「政工改制」の実施を開始し、この任務を蔣経国に委ねた。それは、軍における蒋介石・国民党の支配を貫徹するためのものであった。軍内党組織は特殊党部と呼ばれるが、党組織は蔣経国が掌握する国防部政治部の政工工作系統の指揮下に置かれた。このような軍の体制に対するアメリカ軍事顧問団の反発、国民政府軍高級将領の抵抗があったものの、蒋介石・蔣経国父子はそれらを斥け、ここにおいても「領袖独裁型党治」を貫徹していったのである。松田君は、以上の過程を政策、組織、人事を通して分析している。

第五章は、党と特務組織、より具体的には一九五〇年代の台湾における蔣経国による特務組織の再編過程を分析したものである。

国民党政権の特務組織の一つの系統として中国国民党調査統計局（中統）があった。この組織は党の系統に属し、C・C派の影響が強く、その主要任務は共產党の取り締まりであった。いまひとつの系統は、国民政府軍事委員会調査統計局（軍統）である。この組織は軍の系統に属し、戴

笠らの指導下にあつて、日本の中国侵略に対する謀略、中共の取り締まりおよび国内外の「反革命勢力」の弾圧を任務としていた。日中戦争中は蒋介石の直接指揮下の軍事委員委員長侍從室第六組が特務組織としての重要性を増した。

国民党の台湾へ撤退後は、一九四九年から五〇年にかけて特務機能を担う組織としてまず総裁辦公室が、続いて政治行動委員会と總統府機要室資料組が設立された。この過程を通して中統が没落し軍統が蒋介石に忠誠を誓ったが、結局新たに設置された二つの組織を掌握したのは蔣経国、従って蒋介石であった。一九五五年には新たに国防会議、その下に国家安全会議が設立されるに及び、特務組織は統一的に蔣経国の指揮下に入ったのである。

松田君は、これら特務組織によって引き起こされた「白色テロ」の実態を多角的に、具体的に分析している。同君が得た重要な結論は、他の国家機関とは異なり、特務組織の場合には党が直接関与するよりは、總統としての蒋介石・蔣経国の指揮下にあつたことであつた。それはまさに、著者が主張する台湾における「領袖独裁型党治」をもっとも良く表していたのである。

第六章は、土地改革政策決定過程における国民党と農業

テクノクラートとの関係、換言すれば、国民党支配下の農業テクノクラートの自立性とその限界を扱つたものである。松田君が取り上げる主要な農業テクノクラート集団としては、一九三三年に設置された中央政治学校地政学院（地政学院）出身者と四八年にアメリカと合同で設立された中国農村復興聯合委員会（農復会）に参加した人々があつた。

著者は、国民党指導下の土地改革を大陸統治時代の前期と台湾統治時代の後期に分けて考える。前期に試みられた国民党指導下のいくつかの土地改革が検討されるが、概してC・C派を後楯とする地政学院出身者が優勢であつた。後期になると指導権は徐々に農復会系の人々に移つていった。言うまでもなく、本稿の主要な分析対象は後期における土地改革である。

国民党の中共に対する敗北の一つの主要な原因が前期における土地改革の不徹底にあつたと考えられているが故に、後期の台湾における政權の安定・強化のためにはこの政策の遂行が決定的に重要であつた。台湾における土地改革の最初の試みは、一九四九年一月陳誠省主席の下で開始された改革であつた。それは、「三七五減租」と呼ばれ、最初から小作料の上限を三七・五％と定める方式であつた。この政策は、小作農の生活改善、農産物の生産増加、農地佃

格を低く抑制したこと、小作農の農地購入促進などの成果をもたらした、と松田君は分析している。重要なことは、この政策の遂行と立法化過程でテクノクラートとしての農復会が積極的役割を果たしたが、そのことを可能にしたのは陳誠の指導に負うものであった。換言すれば、それは専門家集団としての農復会の自律性と政治家としての陳誠の指導が結合したものであった。

続いて一九五一年から五三年にかけて初期の「公地放領」の政策が実施された。それは、自作農創出のために政府の公有地を小作農に払い下げる政策であった。松田君は、国営の台糖公司所有の農地払い下げの例を取り上げ、必ずしもこの政策が十分な成果をあげなかったことを実証している。この政策決定は主として行政院内部で行われ、農業テクノクラートもその制限のなかで活動せざるを得なかった。一九五二年に始まる「耕者有其田」政策は、地価補償をしつつも、自作農創出のために私有地所有権の強制的変更を目指すものであった。農復会の農業テクノクラートは台湾省政府の地政局に参加し、積極的にこの政策の作成と遂行にあたった。著者は、農業テクノクラート作成の政策が台湾省臨時議会、行政院、立法院、党を通していかに変更されていくかを明らかにしている。そして、松田君の結

論は、『『耕者有其田』政策の決定過程において、土地行政テクノクラートの主要な政策理念はおおむね貫徹された』ということである。

本章の重要な点は、国民党支配下の台湾における土地政策決定過程において、党・政府の指導を前提としつつも農業テクノクラートが一定の自立性を持っていたことを解明したことである。

(四)

終章の結論は、各章で得られた成果をまとめて展開したものであり、本論文の全体的評価に関わる。このような観点から結論部分に言及することにする。

それは、一九五〇年代の台湾における国民党の支配を主要な分析対象としつつも、国民党の政治全体に妥当する内容を含んでいる。中共に対する敗北、台湾への撤退のなかで国民党は常に過去の欠点を克服しなければならぬという課題を抱えていた。かかる観点から松田君は常に国民党政治の過去との断絶と連続に注目した。例えば、この視点は党・軍・地方の派閥政治、党の国家機構に対する支配、各組織の発展の分析のなかに投影されていた。それ故に、本論文は単に一九五〇年代の台湾政治の分析に留まらない

より広い視野を持ち得たのである。これが、本論文の第一に評価すべき点である。

本論文の第二の優れた点は、一九五〇年代の台湾における国民党の中央政府・地方政府・軍・特務機構・農業テクノクラートに対する支配を実証したことである。すでに言及したところであるが、国民党が中国社会に対して独裁的に支配するという原則をかげつつも、その実態を説明することは容易でなかった。本論文は、わが国においてこのような試みに成功した最初のものである。著者は党の国家機構に対する支配の浸透と限界を指摘し、国民党の政治を党の支配を越えた蒋介石による領袖独裁型党治として捉えているところが、本論文の評価すべき特色である。

本論文の第三の評価すべき点は、かかる蒋介石の独裁の過渡的性格を指摘し、独裁のなかに現在の民主化に至る萌芽を見出していることである。独裁の下でのテクノクラートの自立性、建前としての憲政の存在、行政区画としての台湾省を存続させることにより省長民選の問題を残したと、立法院・地方議会・県・市長・市議会議員の民選の地位が存在したなどが民主化の初発条件となったのである。

第四の優れた点は、松田君が先行研究を体系的に利用し、

既存の研究の上にこの研究を行ったことである。また同君は、文献資料は言うまでもなく、多くの歴史的人物にインタビューを試み事実と政治の動向を説明しているその努力は高く評価されてよい。

最後に、以下の二点について囑望するところを述べておきたい。松田君は随所で極めて詳細な人事の分析を行い、政治の動向の説明に成功している。しかし、政治分析における人事分析の限界をもう少し意識すべきであった。つまり、組織の人的構成、その背景の分析から導き出される政治動向が、最高指導者の意思、対外的環境の変化などによっても大きく変更されることをわれわれは経験しているからである。第二の点は、本論文の手法と経験が今日の民主化を生み出した独裁政権崩壊過程にいかに関与することができなのか、著者の研究の今後の発展に期待したい。

以上の審査報告に基づき、審査員一同は松田康博君に博士學位（法学、慶應義塾大学）を授与することを適当と考える。

二〇〇三年一月七日

主査 慶應義塾大学名誉教授 山田 辰雄
 法 学 博 士 田 中 辰雄

副查	慶應義塾大学法学部教授	小此木政夫
副查	法学研究科委員法学部博士	
慶應義塾大学法学部教授		
法学研究科委員 Ph.D.(政治学)		
添谷 芳秀		